	により、当該
	場合を含む。）
	により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む
	場合に

附則第百九条第五項の表第十一項の項中「第六十八条の四十五第一項」を「第五十五条第十一項」に、「旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十一項」に、「第六十八条の四十五第一項」を「第五十五条第十一項」に、「旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十一項」に改め、同表第十五項の項中「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律」を「令和二年旧措置法第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律」に改め、同表第十三項の項中「第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十五項前段」に、「旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十五項前段」に、「第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十九項前段」に、「旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十九項前段」に改め、同表第十五項の項中「第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十五項前段」に、「旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十五項前段」に改め、同表第十六項の項中「第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十五項前段」に、「旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十五項前段」に改める。

第二十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条第一項の表第三項の項の前に次のように加える。

第二項第一号ロ	連結事業年度に
	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に

附則第四十一条第一項の表第六項及び第七項の項中「及び第七項」を削り、同項の次に次のように加える。

第七項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が

	度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（
	により、当該
	場合を含む。）
	により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む
	場合に

附則第四十一条第一項の表第十一項の項中「第六十八条の四十五第一項」を「第五十五条第十一項」に、「旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十一項」に、「第六十八条の四十五第一項」を「第五十五条第十一項」に、「旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十一項」に改め、同表第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律」を「令和二年旧措置法第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律」に改め、同表第十三項の項中「第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十五項前段」に、「旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十五項前段」に、「第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十九項前段」に、「旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十九項前段」に改め、同表第十五項の項中「第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十五項前段」に、「旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十五項前段」に改め、同表第十六項の項中「第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十五項前段」に、「旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十五項前段」に改める。

附則第百四条第一項中「平成三十一年」を「令和元年」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十五条第一項の表第三項の項の前に次のように加える。

第二項第一号ロ	連結事業年度に
	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に